

経営革新グリーン分野進出支援事業補助金 (第1回)



公募期間

令和4年11月14日(月)～12月28日(水)

対象者

- ①県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること
- ②組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること
- ③令和4年4月1日～令和4年12月28日に埼玉県から経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けている（または受ける見込みの）者で、その計画に基づき、成長戦略実行計画（国のグリーン成長戦略「実行計画」14分野）へ新たに進出する事業を行う者であること
- ④承認された（または承認見込みの）経営革新計画の申請書別表1に記載された付加価値額または一人当たりの付加価値額の計画終了時の目標伸び率を事業期間の年数で除算した値が年率5.0%以上であること
- ⑤補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

実行計画 14分野 とは

国のグリーン成長戦略が設定した、今後産業として成長が期待される14の重要分野

- ①洋上風力・太陽光・地熱
- ②水素・燃料アンモニア
- ③次世代熱エネルギー
- ④原子力
- ⑤自動車・蓄電池
- ⑥半導体・情報通信
- ⑦船舶
- ⑧物流・人流・土木インフラ
- ⑨食料・農林水産業
- ⑩航空機
- ⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント
- ⑬資源循環関連
- ⑭ライフスタイル関連

補助事業 期 間

補助金交付決定日～令和5年6月30日(金)

※ただし、事前着手等（契約、発注等）が必要であると認められる場合は経営革新計画の承認（変更承認を含む）日まで遡及して補助対象にできます

補助率 上限額

- ①補助率：補助対象経費の2分の1
- ②補助額：上限500万円（ただし、補助対象事業費は100万円以上とする）

必要書類

埼玉県の「事業再構築等に取り組む中小企業等への支援について」のサイトから当補助金のページに移動し、ダウンロードしてください。

埼玉県 事業再構築 🔍



問合せ先

最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

こんな方は申請をご検討ください！

- 新分野への進出に際して設備投資が必要だが、補助金を活用してリスクを抑えたい！
- 新商品の開発や販売に際して、新分野の専門家からコンサルティングを受けたい！
- サンプル品を製作して展示会へ出展することで、販路開拓・取引先獲得へつなげたい！

〔参考〕 当補助金の想定事例

分野	想定事例
洋上風力・太陽光・地熱	日用品雑貨卸販売の貿易会社が太陽光発電蓄電施工販売事業へ進出
水素・燃料アンモニア	余剰再生可能エネルギーから水素を製造する水電解装置用のインターコネクタの開発・製造
自動車・蓄電池	電気自動車に使用する硬度の高いゴム部品を供給
物流・人流・土木インフラ	地域のグリーンインフラの実現に向けてその基盤となる防災・減災および環境対策のための地盤改良を中心とした土木事業の実施
食料・農林水産業	自社農場での野菜栽培を有機農業へ転換し、外部調達した有機飼料使用の肉や有機麺を使用して調理した焼きそば専門店の展開
住宅・建築物・次世代電力マネジメント	業界トップレベルの省エネ技術を中古・既存住宅に適用し、省エネ基準適合性住宅にリノベーション
資源循環関連	建築廃材を再利用できる製造体制を構築し、循環可能な住宅建設の実現
ライフスタイル関連	洋服の企画・デザイン・パターン・製造・店舗販売を行うアパレルメーカーが、高付加価値型のクリーニング店と連携し着物などのリメイク「捨てないアパレル」事業を展開

※当補助金のページに、より多くの想定事例を掲載していますので参考にしてください！

補助金申請の流れ

- ①県のホームページにアクセスして、補助金公募要領・申請様式等をダウンロードしてください。
- ②各要綱・要領を確認の上、補助金交付申請書等を記入するとともに、必要な添付書類と併せて最寄りの商工会議所・商工会へ提出（電子メール、郵送、持参）してください。

よくあるご質問

- Q 経営革新計画の承認を申請中の場合は、補助対象となりますか。
- A 公募締切日（令和4年12月28日）までに承認申請をしている場合は補助対象となります。承認機関（県産業労働部産業支援課または県地域振興センター）による公募締切日までの收受印が押印された経営革新計画に係る承認（変更承認）申請書・事業計画書の写し（両面）を提出してください。
- Q 自社に省エネ設備を導入する計画は対象となりますか。
- A 対象にはなりません。本補助金は省エネ設備の導入資金補助ではなく、新分野（14分野）に進出する事業再構築を支援するための補助金です。したがって、顧客の省エネに貢献する事業である必要があります。
- Q 経営革新計画では14分野への該当を明示的に記述していない場合も、対象となりますか。
- A 様式第9号（実施計画書）において、14分野に該当する、または14分野のすそ野に該当する製品等を提供する事業であり、今後の成長が期待できると審査で判断されれば対象となります。ただし、経営革新計画の申請書または事業計画書において、14分野へ新たに進出する事業の実施に係る記載がされている箇所に下線を引く・枠で囲うなど、どこに記載があるのかできるだけ明確にする必要があります。



公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

